

北見市地域公共交通会議設置要綱の改正について

【改正の目的】

地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成23年1月に北見市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、また、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、活性化再生法に基づく法定協議会として北見市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を平成31年3月より設置しておりますが、協議会の機能を交通会議に集約し、地域公共交通計画（「活性化再生法」改正前の「形成計画」のこと）の進捗管理等を行っていくため北見市地域公共交通会議設置要綱を改正するものです。

	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法	活性化再生法(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)
目的	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項の協議 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受に関する対価に関する事項の協議 地域の交通計画を作成（任意） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議
メリット（協議が調った場合）	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティバス、乗合タクシーの許可等に関する特例の適用を受けることができる。 （運賃を上限認可から届出に緩和、処理期間の短縮等） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画の策定、同事業への支援を受けることができる。 計画実施への許認可手続きの簡略化等の特例措置を受けることができる。
対象交通モード	<ul style="list-style-type: none"> バス・タクシー（乗合） 自家用有償旅客運送 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な交通モード
主宰者	地方公共団体 （市町村又は都道府県）	地方公共団体 （市町村又は都道府県）
協議結果	法律上は規定なし	参加者は尊重義務あり
事業実施	行えない	行える（補助金受領が可能）

【主な改正内容】

◎地域公共交通計画策定に関する協議及び計画の実施等に関する機能を付加⇒第2条

◎構成員に鉄道事業者を追加⇒第3条

◎交通会議で協議が調った事項について尊重義務の規定を追加⇒第7条